

平成 30 年 6 月 19 日
高木証券株式会社

平成 30 年大阪府北部を震源とする地震にかかる災害に対する金融上の措置について

平成 30 年大阪府北部を震源とする地震により被災された皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、今回の平成 30 年大阪府北部を震源とする地震による被害により災害救助法が適用された地域にお住まいのお客さまに対し、以下の通り可能な限りの便宜を図り、全面的にご支援させていただきます。

- ・ 届出印や高木カードを紛失されたお客さまに対する可能な限りの便宜措置
- ・ お預かり有価証券の売却・解約代金の受渡日以前のお支払申出があった場合の可能な限りの便宜措置

※ 適用市町村

【大阪府】

- 大阪市
- 豊中市
- 吹田市
- 高槻市
- 守口市
- 枚方市
- 茨木市
- 寝屋川市
- 箕面市
- 摂津市
- 四條畷市
- 交野市
- 三島郡島本町内

なお、本件につきましては、お取引部店または、「お客様相談室」（フリーダイヤル：0120-8625-30
平日：9:00～17:00）までお問合せ下さい。

以上